

知床世界自然遺産地域における長期モニタリングと 順応的・統合的管理の基本的考え方（事務局案）

0. はじめに

- ・知床世界自然遺産地域（以下、「知床遺産地域」という。）の世界自然遺産としての価値を維持していくためには、科学的な知見に基づき順応的に管理していく必要がある。
- ・そのためには、知床遺産地域及びそこに影響を及ぼすおそれのある周辺地域（以下、「知床遺産地域等」という）において、社会環境を含む生態系のモニタリングを実施し、その結果を総合的に評価することで、各種管理計画の見直しや各種活動の改善を行い、それらの実行に関して関係者が密接に連携協力することで、順応的かつ統合的な管理を実施していくことが求められる。
- ・知床遺産地域の良い自然環境が世界遺産として維持されるよう、科学的知見に基づき順応的に管理していくことを目標とし、その基礎となる必要かつ十分なモニタリングを効率的に実施して、知床遺産地域等で行われている人為的活動に反映させ、良好な形で維持していくことに資するデータを得ることを目的とする。
- ・自然環境への望ましくない変化の兆候をできるだけ早くつかみ、また、劣化した自然の回復状況を把握することができるモニタリング項目を選定し、実施していくことを目指す。
- ・モニタリング項目の選定の際には、知床遺産地域の自然環境に影響を与える可能性がある、あるいは逆に自然環境の変化を反映するような社会環境の項目（レクリエーション利用の実態調査の結果、及び、関係機関・団体などによる各種事業の概要等）も選定し、モニタリングを行う。
- ・モニタリングの結果は、年度ごとの報告書としてまとめ、公開するとともに、研究者や地元等に活用していただけるよう、調査報告会を開催するなど広く社会に情報提供するよう努めることとする。

1. モニタリングの評価と順応的・統合的管理への反映について

- ・知床世界遺産地域科学委員会（附属ワーキングを含む。以下同じ）において、モニタリングの内容及びその結果を評価する。
- ・知床世界遺産地域科学委員会はその評価結果を関係者に助言し、関係者は、密接に連携協力しつつ、モニタリング内容の見直しや、各種管理計画の見直し等、知床遺産地域の適正な管理に活かす。

2. モニタリングの進め方について

1) 準備期間 (2007～2011 年)

- ・定期的に実施することが必要とされるモニタリング項目を 2008 年度までに選定する。(モニタリング項目の選定については、別紙に基づいて行う) 選定したモニタリング項目については、長期モニタリングの試行段階の第一期分として 4 年間 (2008～2011 年度) 実施する。実施結果に基づいて、その後の長期的実行に当たって、2011 年度に実施内容や実施体制に関する再評価を行い、長期的に継続する体制を整える。

2) 長期モニタリング (2012 年～)

- ・知床遺産地域等のモニタリングを安定的に実行し続ける体制に移行する。5 年に一度、モニタリング結果の評価を元にその実施内容や実施体制の見直しを行い、次期の 5 年のモニタリングのあり方を定める。それを繰り返していく。

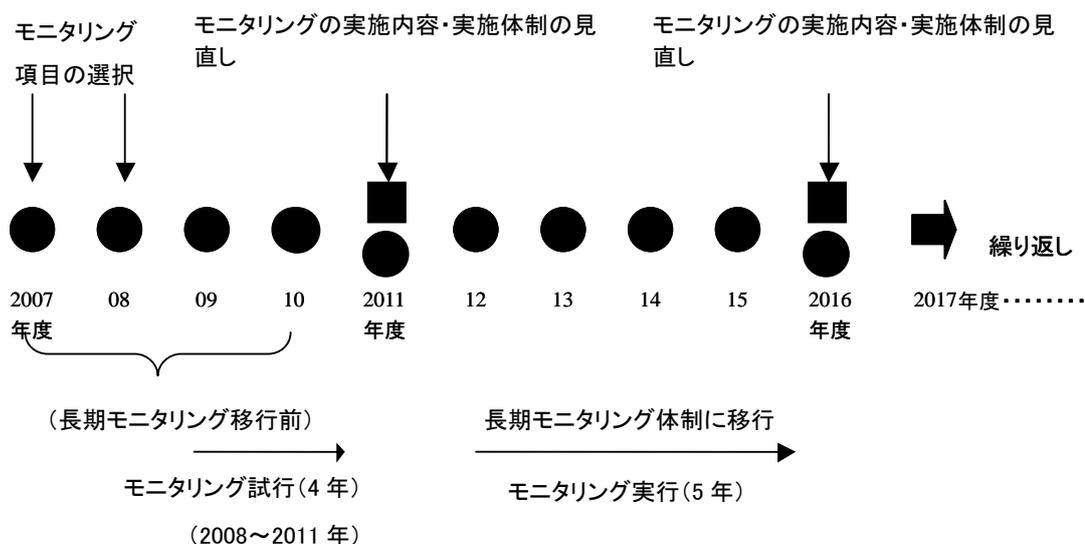


図. 長期的なモニタリングと順応的・統合的な管理に関する模式図 (平成18年度生態系モニタリング調査業務報告書を改変)

- ・なお、モニタリング結果の評価は毎年行い、その結果、緊急の問題発生に関わる原因究明や対策手法検討などのための調査が必要とされた場合には、随時対策としてこれらの調査を行うこととする。

3. モニタリングの実行と順応的・統合的管理に関する留意事項

- 1) 長期的・安定的にモニタリングを実行していくためには、モニタリング項目を必要かつ十分なものに絞込むとともに、間隔や手法などのモニタリング方法を検討することも必要。
- 2) モニタリングが必要とされる項目について、実施主体の明確化や、実施主体による長期的なモニタリングの実施体制（財源や組織体制を含む）の確保、実施する関係者間の十分な連携協力・意思疎通を図っていくことが必要。
- 3) モニタリングを長期的に実行する体制が存在するものについても、そのモニタリング結果が知床遺産地域の範囲に限定してまとめられていないため、順応的管理に資する視点で分析・評価しにくくなっているものがある。関係者に対してモニタリング結果の取りまとめ方法について協力を求めていくことが必要。
- 4) モニタリングとその結果に関する評価から、課題が見出され、助言等が行われた場合、実際の施策や管理への反映状況を確認していくことが必要。
- 5) 人口動態や産業構造などの地域社会の現況といった各種既存データのうち、モニタリングの評価に参考となる事項については、年度ごとに取りまとめる報告書に参考資料として添付することとする。

知床世界自然遺産地域におけるモニタリング項目について

1. 知床世界自然遺産地域におけるモニタリングについて

知床世界自然遺産地域が持つ世界自然遺産としての価値を維持していくために、遺産地域における自然環境の状況を継続的に把握できるようなデータや、その価値を損なうことのないよう自然環境の変化を早期に察知できるようなデータを得て、遺産地域の適切な保安全管理に資することを目的とする。

なお、ここでいうモニタリングとは、自然環境へ望ましくない変化が起こっていないか、劣化した自然が回復しているかを調べること（図のAに当たる部分）を指す。

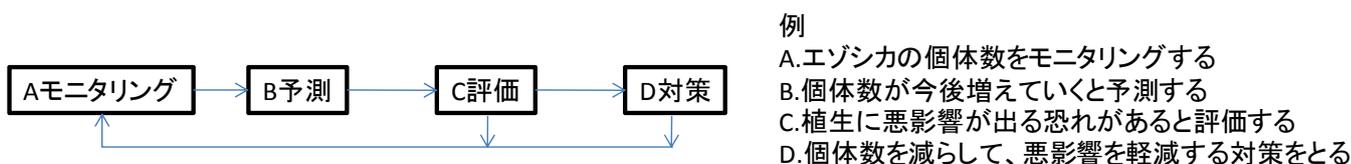


図. モニタリングとその結果の活用のサイクル

2. モニタリング項目の設定手順

① モニタリングの評価項目の設定

世界自然遺産としての価値を維持していくためには、世界自然遺産として登録された基準を満たし続け、世界遺産委員会で指摘された課題に対応していく必要がある。そこで、以下のとおり8つの評価項目を設定する。

○世界自然遺産として登録された基準（長期的な評価項目、遺産地域である限り続くもの）

●クライテリア（ii）生態系

「知床は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である」

→「1.特異な生態系が維持されていること」「2.海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること」

●クライテリア（iv）生物多様性

「知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要であり、これらの中にはシマフクロウ、シレットコスミレなどの多くの希少種を含んでいる。本地域は多くのサケ科魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多くの鯨類を含む多くの海棲哺乳類にとって世界的に重要である。本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である」

→「3.遺産登録時の生物多様性が維持されていること」

○世界遺産委員会決議で要請されていること及び科学委員会で重要とされていること（当面の評価項目、課題解決型）

●a)2008年までに完成させる海域管理計画の策定を急ぐこと。その中では海域保全の強化方策と遺産地域における海域部分の境界線の拡張の可能性を明らかにすること（H17.7 第29回世界遺産委員会決議）

→「4.遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な

漁業が両立されていること」

- c) サケ科魚類へのダムによる影響とその対策に関する戦略を明らかにしたサケ科魚類管理計画を策定すること（H17. 7 第 29 回世界遺産委員会決議）
→ 「5. 河川工作物による影響が軽減されるなど、サケ科魚類の再生産が十分に保証されている河川生態系が維持されていること」
- d) 評価書に示されたその他の課題、特に観光客の管理や科学的調査について対応すること（H17. 7 第 29 回世界遺産委員会決議）
→ 「6. エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響が発生していないこと」
→ 「7. レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること」
- i) (i) モニタリングプログラムと、(ii) 知床世界遺産の価値に対する気候変動の影響を最小限にとどめるための順応的管理戦略とを含んだ知床の「気候変動戦略」を開発すること（H20.7 第 32 回世界遺産委員会決議）
→ 「8. 気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること」（仮）

② モニタリング項目の設定

設定された評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目（内容や手法など）を設定する。

※以下の 3 点を満たすモニタリングを目指すこととする。

a. 変化の予兆をつかめる、b. 実施が容易である、c. 評価が容易である